

## 岩手県健康いわて 21 プラン推進協議会設置要綱

## (設 置)

第1 全ての県民が岩手に生まれ生活できる喜びを実感できる健康安心・福祉社会の実現を目指すため策定した健康いわて 21 プランを、県、市町村、企業、学校及び県民等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、健康いわて 21 プラン推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康いわて 21 プランの推進、評価及び見直しに関すること
- (2) 健康づくり運動の推進に関すること
- (3) 地域保健と職域保健の連携に関すること
- (4) その他健康いわて 21 プランの推進に必要な事項

## (構 成)

第3 推進協議会は、保健福祉部長が委嘱する委員 25 人以内をもって構成する。

2 保健福祉部長は、一部の委員について、公募の方法により選任することができる。

## (委員の任期)

第4 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5 推進協議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、会長は委員の互選とし、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は推進協議会の会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 委員が会議に出席できない場合、会長は、代理の者の出席を認めることができる。

## (意見の聴取)

第7 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8 第2の第1号に掲げる事項を行うため、推進協議会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、推進協議会委員及び学識経験者等から会長が指名する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

第9 推進協議会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成15年12月11日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年6月14日から施行する。

平成24年度第1回岩手県健康いわて21プラン推進協議会座席表

議長

傍  
聴  
席  
  
報  
道  
席

阿部 弘子 委員 ○  
砂金 文昭 委員 ○  
伊東 碩子 委員 ○  
小笠原 裕 委員 ○  
小原 紀彰 委員 ○  
小山 薫 委員 ○  
(川上 明) 委員 ○  
川上 大 代理  
佐々木 カツ 委員 ○  
高橋 憲雄 委員 ○

○ 渡辺 涉之進 委員  
○ 山瀬 宗光 委員  
○ 宮手 義和 委員  
○ 松尾 洋一 委員代理  
○ (前川 秀憲) 委員代理  
中村 ますみ  
○ 福士 典子 委員  
○ 新沼 敏宏 委員  
○ 千葉 一枝 委員  
○ 立身 政信 委員

○ 藤原総括課長

○ 小田島保健福祉部長

○ 小野寺担当課長

事務局

○ ○ ○ ○ ○

入口